

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらきら家族
- 3 代表者の氏名
本間 眞澈
- 4 主たる事務所の所在地
新発田市大字古寺字水押101番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に介護や支援を要する高齢者に対して、介護に関する事業を行い、個人の生活の支援と健康の促進に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (定款の変更)</p> <p>第51条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>は、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (定款の変更)</p> <p>第51条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>